



令和2年（2020年）12月2日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局指導室

（仮称）中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項について

（仮称）中野区いじめ防止等対策推進条例（以下「いじめ防止等条例」という。）案に盛り込むべき主な事項について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 いじめ防止等条例の考え方に関する意見交換会の実施結果

日時	場所	参加人数
11月2日（月） 19時～	野方区民活動センター	3人
11月6日（金） 19時～	南部すこやか福祉センター	3人
11月8日（日） 10時～	中野区役所	10人
*メールによる意見提出		3人
	合計	19人

※意見・質疑の概要は別添1のとおり。

2 いじめ防止等条例の考え方からの変更点

条例で規定する定義について記載する。

3 いじめ防止等条例案に盛り込むべき主な項目

- (1) 定義
- (2) 基本理念
- (3) 区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者等、区民等、関係機関等の責務
- (4) 区及び学校におけるいじめの防止等のための対策に係る基本方針の策定
- (5) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織等
- (6) いじめに対する教育委員会の措置
- (7) 重大事態への対処等のための調査を行う組織

※詳細は別添2のとおり。

4 パブリック・コメント手続の実施

いじめ防止等条例案に盛り込むべき主な事項に対するパブリック・コメント手続きを、12月20日（日）から1月12日（火）まで実施する。区民への周知については、なかの区報12月20日号及び中野区ホームページに掲載するほか、区民活動センター等で資料を公開する。

意見の提出方法は、文書により電子メール、ファクシミリ、郵送、窓口への持参とする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年 1月 パブリック・コメント手続の実施結果についての議会報告
第1回定例会に条例案を提出

(仮称) 中野区いじめ防止等対策推進条例の考え方に関する主な意見・質疑の概要

1 全般的な事項に関するもの

No.	区民等からの意見・質問・要望	区の見解・回答
1	「中野区いじめ防止等対策推進条例」となっているが、いじめの防止のみに対応した条例なのか。いじめが起きたときの対応についても示してほしい。	本条例の表題にある「いじめ防止等」は、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」を意味している。このことは、今後制定されるいじめ防止等条例の条文に明記される。
2	いじめ防止条例の考え方の資料には、いじめの定義が記載されていない。 いじめは悪意があってするものもあるれば、小学校低学年の児童などは、悪意なく興味からしてしまう場合もある。世代によっていじめの定義も異なる。何がいじめかについて明確に示してほしい。	いじめの定義は、この考え方の資料には記載していないが、いじめ防止対策推進法や都の条例同様に、本条例にも明記する。その内容については、いじめ防止対策推進法などで定義されたものと同様であり、既に区のいじめ防止基本方針などでも示している。
3	いじめ防止等条例を制定することの意味や必然性は何か。条例制定については、いじめ防止対策推進法に規定されているものなのか。いじめについては、これまでも教育委員会などで報告をしている。敢えて条例をつくる必要はないのではないか。	国といじめ防止対策推進法では、各自治体におけるいじめに関する条例の制定を義務付けてはいない。一方、いじめについては、SNS上のいじめなどますます多様化・複雑化している現状があり、学校だけでなく、区民や関係機関などが連携し、社会全体の問題として対応していく必要がある。 条例を制定することにより、それぞれの責務を示すとともに、区としての思いや決意を区内外に明らかにすることは大切であると考える。
4	いじめ防止等条例の制定後、有効な対策を実行に移すことが大事である。いじめ防止等の実効性が図られるよう対応してほしい。	本条例を踏まえて、区や教育委員会はいじめの防止等に関する施策を展開する。また、区(教育委員会)や学校は、それぞれのいじめ防止基本方針などに具体的な取組内容を定め、実効性のあるいじめの防止等を実行していく。
5	いじめの防止等に向けて、総合的・効果的に取り組むためには、いじめ防止条例が制定された後の周知が重要と考える。「いじめはいじめる側が100%悪い」「いじめは絶対に許されない人権侵害である」など、子どもや保護者をはじめ、区民等へしっかりと周知してほしい。	児童等や保護者、教員、区民等に対し、条例制定の目的やいじめの定義、基本理念、区や教育委員会等の責務などについて、より分かりやすく伝わるよう、その周知内容や方法について工夫していく。 特に「いじめは絶対に許されない人権侵害である」ことについては、広く強く訴えていく。
6	いじめが起きたらどうしたらよいかも重要であるが、いかにしていじめが起きないようにするかも大切であり、検討してほしい。	児童等をいじめから守るために、いじめの未然防止の取組は重要であると認識している。本条例には、このいじめの防止に加え、いじめの早期発見、いじめへの対処についても示している。

2 基本理念について

No.	区民等からの意見・質問・要望	区の見解・回答
1	教育理念(4)に「学校におけるいじめの防止等のための取組は、学校全体で組織的に取り組みます。」とあるが、保護者や区民との関わりや連携も必要である。この関わりや連携についても記載してほしい。	基本理念(4)は学校内の組織での対処について記載し、いじめを担任が一人で抱え込むことがないよう組織的に対処することを示している。 なお、区や教育委員会、学校、保護者等、区民等との連携については基本理念(3)で示している。「学校及び学校の教職員の責務」にも、保護者等や区民等、関係機関等との連携を図ることを記載している。
2	基本理念(5)にある「児童等がいじめの防止等のために主体的に行動」するとは、どういうものがあると想定しているのかを教えてほしい。	児童等がいじめの問題に対して自分事として関わり行動していくことと捉えている。例えば、児童会活動や生徒会活動などでのいじめ問題の解決に向けて積極的に取り組むことなどをはじめ、児童等が直接声を挙げることができなくても、いじめを通報したり、被害者に寄り添ったりすることも含んでいる。
3	中野区は、外国人をはじめとして様々な人々が行き交っていることが特徴であると言える。また、いじめの原因については、競争や比較などに子どもたちがさらされていることも挙げられる。多様な個人の存在を尊重していくことを基本理念に示してほしい。	基本理念(2)の「人権がもつ価値や重要性を感受し共感的に受け止める人権感覚」の箇所が、「一人ひとりの多様性を尊重する」ということを意味している。一人ひとりの人権と多様性の尊重については、本条例の基本理念に示される。
4	基本理念に、日本が批准している「子どもの権利条約」について触れてほしい。条例を定める重要な根拠になり、内外に示されるべきと考える。	いじめは重要な人権侵害であるため、児童等の人権を守るとの観点から「子どもの権利条約」との関連はあると認識している。一方、本条例は、いじめ防止対策推進法を参照して制定する条例であり、内容もいじめの問題に特化したものであるため、「子どもの権利条約」との関連については、本条例に記載することはしない。

3 区、学校及び学校の教職員、保護者等、区民等、関係機関等の責務について

No.	区民等からの意見・質問・要望	区の見解・回答
1	関係機関等でのいじめの記載があるが、法人等でのいじめは考えにくいのではないか。	いじめは学校の内外を問わず、様々な場で行われる。例えば、塾や習い事、地域のスポーツクラブなどである。その場合には、当該の関係機関からいじめについての情報提供をいただくなどの協力を得る必要がある。

2	責務の中に児童や生徒の責務も含めた方がよいと考えるが、いかがか。	いじめ防止対策推進法には「児童等は、いじめを行ってはならない」といじめを禁止する条項があるが、本条例では、児童等を取り巻く区、教育委員会、学校・教職員、保護者等、区民等、関係機関等の責務を中心まとめている。 児童等については、本条例の基本理念で、児童等がいじめの防止等に主体的に行動できるようにすることなどで示している。
3	「(3) 学校及び学校の教職員の責務」に「児童等が安心して学校生活を過ごすことができる環境をつくります。」とあるが、具体的にどのような方策を考えているのか。	児童等をいじめから守るためにには、日頃からいじめが起こらない環境をつくることが大切と考える。児童等の自己肯定感や自己有用感を高める指導を行うとともに、児童等が互いのよさや違いを認め合い「きずな」をつくること、一人ひとりが学校や教室を「居場所」と感じられるようにすることを目指していく。
4	学校の責務とはいえ、いじめの認知件数が増えている状況は、児童等からいじめの聞き取りをするなど、教員の負担を大きくしている。教員が児童等と話す時間を確保するためにも人材の確保等の対策を講じてほしい。	学校及び学校の教職員の責務は、まずは児童等が安全・安心に学校に通えるようにすることである。一方、教員が児童等と話す時間や向き合う時間の確保をすることは、教育委員会としても喫緊の課題であると捉え、このことについては、本条例ではなく、学校における働き方改革の施策の中で対応していく。
5	学校の責務に、「児童等がいじめを受けていると思われるときは、組織的に迅速かつ適切に対応し、指導します。」とあるが、実際にどう動くのか教えてほしい。	学校がいじめが疑われる情報を得た場合、速やかにそのいじめの実態を把握するための聞き取りや調査をするとともに、校内に設けられている学校いじめ対策委員会で対応について検討し、対処していく。その際、担任や一部の教員に任せのではなく、学校組織として対応する。また、必要に応じて、保護者や関係機関などと連携していく。
6	保護者等の責務が示されているが、その保護者等自身がストレスを抱え、それが児童・生徒のいじめにつながっていく場合もある。保護者等への支援についても加えてほしい。	いじめへの対応については、その根本的な解決・解消を目指し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者等への支援を行っていく場合もある。なお、ストレスや困り感を抱えている保護者等への支援については、いじめ防止等条例で規定するものではなく、福祉や家庭支援での施策で対処するべきものと考える。

4 いじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織等について

N.o.	区民等からの意見・質問・要望	区の見解・回答
1	「(仮称) 中野区いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という)と「(仮称) 中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」(以下「対策委員会」という)の違いは何か。	連絡協議会が、実際に児童等に関わる関係者が情報連携などを図る組織であるのに対し、対策委員会は、区のいじめの防止等の取組に対して、専門的知識や経験から意見を述べ、より実効的に実施できるようになる組織である。メンバーは、学識経験者や弁護士、医師、心理士などとしている。

	<p>また、重大事態への対処等のための調査を行う組織が2つある理由についても知りたい。併せて総合教育会議との関係を教えてほしい。</p>	<p>重大事態への対処等のための調査を行う組織が2つあるのは、重大事態に関する調査の透明性・公平性を保障するためである。重大事態が発生した際は、まずは教育委員会の調査組織で調査をし、その結果を教育委員会と区長に報告する。区長はその結果を受け、再調査が必要と判断する場合は、区長のもとに調査組織を設け、報告された調査結果についての再調査を行う。</p> <p>いずれの組織も調査を実行する組織であるため、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場である総合教育会議とは性質が異なるものである。</p>
--	--	---

5 その他の意見・要望について

No.	区民等からの意見・質問・要望	区の見解・回答
1	区のいじめの状況や課題、いじめの防止等の取組において重視していることをいじめ防止等条例に入れてほしい。	<p>区のいじめの状況や課題については、毎年度、定期的に把握することで、その課題解決に向けた対応策を時機を失すことなく講じることができるよう対応しているところである。このことについては、教育委員会や議会に年2回報告しているため、ご確認いただきたい。</p> <p>なお、区として重視していることについては、いじめ防止等条例の基本理念や責務の中に「いじめは重大な人権侵害であること」「いじめは社会全体の問題であること」「児童・生徒、教員、区民等がいじめの防止等に主体的に取り組むこと」という内容を記載している。</p>
2	学校については、いじめに対して未だに閉鎖的な状況にある。区が主催しているいじめ防止研修に参加している保護者もPTA役員が多く限定的であると捉えている。いじめが絶対に許されない行為であることを、学校や保護者等へ改めて周知してほしい。	学校がいじめ問題に対して、保護者や地域等と共により主体的に取り組めるよう、教育委員会と学校はこれからも機会を捉えて働きかけていく。いじめ防止研修についても、教員の人権感覚を磨き、いじめ問題に対しての意識を高められるよう内容や保護者の参加のあり方について見直していく。また、周知方法についても工夫していく。
3	いじめは、それが起った後にどのように対処するのか、そこに関わる教員をはじめとした大人の資質が問われてくる。教員の資質を高めるようお願いしたい。	教育委員会では、これまでにも教員のいじめへの対応力を高めるため、教員を対象としたいじめ防止研修を実施したり、教員用指導資料により指導したりするなどを行ってきた。今後も、教員のいじめへの対応力を一層高めるための取組について検討していく。
4	いじめにあったらどうしたらよいのか、その相談窓口について十分に周知し、相談者の声をしっかりと聞いてほしい。 ・	いじめをはじめとした相談窓口については、学校からの文書やこども110番のカードを配布するとともに、教育委員会のホームページにも掲載している。より多くの方に相談窓口について周知できる方法について検討していく。

※意見・質問・要望の内容で重なるものについては、まとめて記載しています。

(仮称) 中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項について

1 定義

- いじめ、学校、児童等などの用語の意義について定めます。
 - (1) いじめ 児童等に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの
 - (2) 学校 中野区立小学校及び中学校
 - (3) 児童等 中野区立小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒

2 基本理念

- 区におけるいじめの防止等のための取組の基本理念を定めます。
- 基本理念として、主に以下の内容を考えています。
 - (1) いじめについては、学校の内外を問わず対象とします。
 - (2) 区におけるいじめの防止等のための取組は、区民等一人ひとりが、人権がもつ価値や重要性を感受し共感的に受けとめる人権感覚、及びいじめが児童等を取り巻く社会全体の問題であるとの認識のもとに行います。また、いじめを生まない、いじめを許さない、いじめを放置しないとの意識を高め、区民等や関係機関等が主体性をもって取り組めるよう、推進します。
 - (3) 区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者等、区民等並びに関係機関等は、それぞれの責務を果たし、相互に連携していじめの防止等に取り組みます。
 - (4) 学校におけるいじめの防止等のための取組は、学校全体で組織的に取り組みます。
 - (5) 児童等がいじめの防止等のために主体的に行動できるよう、いじめの問題に関しての児童等の理解を深めます。

3 区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者等、区民等、関係機関等の責務

- 区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者等、区民等並びに関係機関等が基本理念を踏まえ、果たすべき責務を定めます。
- それぞれの責務は、以下のとおりとします。
 - (1) 区
 - ・区は、学校や保護者等、区民等、関係機関等と緊密に連携し、いじめの防止等のための取組を進めます。

}
(2) 教育委員会

- ・いじめの防止等のための必要な措置を講じ、それを実施します。

(3) 学校及び学校の教職員

- ・いじめは重大な人権侵害であるとの認識のもと、いじめの防止等に日常的に取り組みます。児童等が安心して学校生活を過ごすことができる環境をつくります。
- ・保護者等や区民等、関係機関等との連携を図るとともに、児童等がいじめの問題に対して主体的に行動できるよう、全ての教育活動で指導・啓発を行うなど学校全体で取り組みます。
- ・児童等がいじめを受けていると思われるときは、組織的に迅速かつ適切に対応し、指導します。

(4) 保護者等

- ・保護している児童等がいじめを行うことのないよう、他者の人権や他者を思いやる意識の醸成に努めます。
- ・保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切にその児童等をいじめから守ります。
- ・区及び学校が行っているいじめの防止等のための取組に連携・協力するよう努めます。
- ・家庭教育の自主性については、これまでどおり尊重されます。また、いじめの防止等に関する区や学校の責任が軽減することにはなりません。

(5) 区民等

- ・それぞれの地域では児童等に対する見守りや声かけ等を行うとともに、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
- ・児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、区、学校又は関係機関等への情報提供に努めます。

(6) 関係機関等

- ・いじめの防止等に関する啓発活動などを積極的に行います。また、区や学校と連携・協力するようにします。
- ・いじめに関する情報を得たときは、速やかに、区や学校に報告するよう努めます。

4 区及び学校におけるいじめの防止等のための対策に係る基本方針の策定

- 区は、いじめ防止対策推進法に基づき、国の定めるいじめ防止基本方針を参照し、区のいじめ防止基本方針を定めます。
- 学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、区のいじめ防止基本方針を参照し、それぞれの学校のいじめ防止基本方針を定めます。

5 いじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織等

- 区が、いじめの防止等に関する機関や団体の連携を図るために「(仮称) 中野区いじめ問題対策連絡協議会」を設置することを定めます。この連絡協議会は、いじめの防止等のための取組について、連絡調整や協議を行います。
- 中野区教育委員会が、教育委員会の附属機関として、学識経験を有する者、法律、心理及び福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者から構成される「(仮称) 中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置することを定めます。この対策委員会は、区のいじめの防止等のための取組について意見を述べ、いじめの防止等のための取組がより実効的に実施できるようにします。

6 いじめに対する教育委員会の措置

- 教育委員会が、学校からのいじめの報告を受けたときに、教育、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者による必要な支援、指示、又は必要な調査を、学校に對して行うことと定めます。

7 重大事態への対処等のための調査を行う組織

- 重大事態が発生した場合の教育委員会による重大事態への対処等は、「(仮称) 中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」に調査を行わせることについて定めます。
- 重大事態が発生したときに、区長が、この重大事態への対処等のため、必要に応じて、調査を行わせる組織「(仮称) 中野区いじめ問題再調査委員会」について定めます。

【参考：重大事態について】

[いじめ防止対策推進法第28条第1項]

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

8 (仮称) 中野区いじめ防止等対策推進条例における学校及び組織等関係図

